

情状に因り定收ヲ受ズルコトヲ得

又、追放ニ年々ノ期間一定区域外ニ追放ス

又、追放ニ年々ノ期間一定区域外ニ追放ス

鞭打ノ罰ニ九十九下

又、三十一ヲ超スルコトヲ得ス

又、追放ニ年々ノ期間一定区域外ニ追放ス

追放ラ定收ニ付能ハシキ者ハ

又、五年以下ノ

期間ニテ追放ニ付留置ス

追放ノ言ハシテ付スルハ、其ノ言ハシテ追放ノ留置

事由ヲ定メテ付言ハスベシ

又、追放ニ年々ノ期間一定区域外ニ追放ス

コトヲ得

又、追放ニ年々ノ期間一定区域外ニ追放ス

一、追放ノ期間ニ付追放スル物

二、追放ノ期間ニ付追放スル物

三、追放ノ期間ニ付追放スル物

又、追放ノ期間ニ付追放スル物

又、追放ノ期間ニ付追放スル物

又、追放ノ期間ニ付追放スル物

又、追放ノ期間ニ付追放スル物

又、追放ノ期間ニ付追放スル物

又、追放ノ期間ニ付追放スル物

又、追放ノ期間ニ付追放スル物

又、追放ノ期間ニ付追放スル物

又、追放ノ期間ニ付追放スル物

又、追放ノ期間ニ付追放スル物

又、追放ノ期間ニ付追放スル物

又、追放ノ期間ニ付追放スル物

又、追放ノ期間ニ付追放スル物

又、追放ノ期間ニ付追放スル物

[Box 1/1]
C-5
7.6.82

陸軍

訓令第百二号

第八方面軍之律制定一件達

禁ト一般

第八方面軍之律制定一件達

昭和十七年十一月十五日

第八方面軍司令官

今村 均

第八方面軍之律

第一章

軍律ニ第八方面軍ノ作戦地域

禁ト軍ノ作戦地域

ヲ除ク内ニ在ル者ニ之ヲ適用ス

帝ノ臣民ニシテ軍律ヲ犯スルトキハ帝ノ臣ノ性

令ニ依リ処罰スルコト能ハシキ場合ニ限リ軍律

ヲ適用ス

第二章

古ニ記載スルリ島ヲ犯スル者ハ軍罰ニ処ス

一 帝國軍ノ叛逆リ島

二 南洋リ島

三 前二章ノ外軍ノ治安ヲ官ニ又ハ其リ

却テ妨害スルリ島

第三章

前條ノリ島ヲ煽動放唆幫助シ又ハ前條ノリ島

ノ常陸陰謀ヲ企テル者及前條ノリ島ノ亦

違ハシク罰ス

第四章

前條ノリ島ヲ犯シ未ダ覺知セズニ前ニ自首シ

クハ若シ又ハ犯情輕微スベキ者ハ其ノ軍罰ヲ更

除スルコトヲ得

第五章

軍罰ヲ分ケテ主罰及附罰トス

死監禁追放及過料ヲ主罰トシ没収ヲ附加罰

トス

第六章

軍律ニ依リ上ニシテ監禁ヲ拘置シ定役ニ服セシム但シ

納本版・版大

AWM82
[2/174]

AUSTRALIAN WAR MEMORIAL

AWM2018.8.135

陸軍

懲役又ハ罰金ニ関スル規定ヲ準用ス

附則

本法律ハ昭和十一年十二月十五日ヨリ施行ス